

第27次地方制度調査会「当面の地方税財政のあり方についての意見」のポイント

◎平成16年度は、実質的な意味で三位一体の改革の初年度。

下記を踏まえ、改革の初年度にふさわしい内容・規模の改革を行うことが必要。

税源移譲を含む税源配分の見直し

- 国税と地方税の税源配分が1:1となることを目指して地方税源を充実。
- 国庫補助負担金の廃止・縮減に伴う税源移譲は、個人住民税の拡充・比例税率化や地方消費税の拡充を中心に進めるべき。

国庫補助負担金の廃止・縮減

- 国庫補助負担金の廃止・縮減は、三位一体の改革の入口であり、改革全体の成否を決するもの。
- 具体的には
 - ・基本方針2003の重点項目は、着実な取組を推進。
 - ・地方公共団体の事務として同化・定着しているものについては、平成16年度に、全額一般財源化。
 - ・奨励的補助金については、各年度ごとの明示的な数値目標を掲げながら原則廃止・縮減。

地方交付税の改革

- 国の歳出の徹底的な見直しと歩調を合わせつつ、地方財政計画の歳出を計画的に抑制し、交付税総額を抑制。
- 国庫補助負担金の廃止・縮減による税源移譲とのバランスを考慮しながら、地方交付税の一部も地方税へ振り替えることに取り組む必要。

※ 上記のほか、平成16年度の地方財政措置について、「地方財源不足への対応」及び「地方債資金の確保」についても言及。